

補助対象になります。
※公共下水道事業認可区域と
農業集落排水事業認可区域は
補助対象になりません。

市では生活排水による公共
用水域の水質汚濁を防止する
ため、家庭用の合併処理浄化
槽を設置するかたに補助金を
交付しています。

また、単独処理浄化槽を撤
去して設置する場合、9万円
を限度額とした上乗せもあり
ます。

浄化槽は、
適正な維持管理
法定検査を!
● 洗濯槽をお使いのみなさんへ

合併処理浄化槽の 設置には 補助制度があります

【補助金の額】

人槽区分	補助金の額
5人槽	294,000円
7人槽	342,000円
10人槽	459,000円

※単独処理浄化槽を撤去する場合は、限度額9万円の上乗せ

(保守点検・清掃)と法定検査が必要で、法律により実施が義務付けられています。
適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使いましょう。

保守点検

浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。

●お問い合わせ件など事前にお問い合わせください。
第終了となります。交付条件など事前にお問い合わせください。

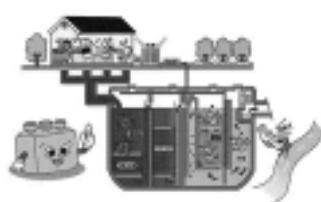
生活環境課 内線1273

●10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3~4回行う必要があります。
●県に登録している保守点検業者に委託してください。

●浄化槽内に溜まつた汚泥などを抜き取るのが清掃です。
●年に1回以上(全ばつ気方式は6か月に1回以上)行う必要があります。

清掃

●浄化槽は、きれいな水を自然に返します



法定検査

●最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3~8か月の間に行う必要があります、その後は毎年1回行う必要があります。

●県指定検査機関である(公社)茨城県水質保全協会お申し込みください。

単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽への転換

●法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された「茨城県水質保全監視員」が受検指導に伺う場合があります。

●生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を8分の1に減らせます。

●身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

一括契約システム

●契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申しこみください。

●保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」を、ぜひご利用ください。

●生活環境課 内線1273
●茨城県生活環境部環境対策課
☎ 029(301)2966